



島根益田信用組合

～ おつきあい  
まごころで ～

# 定期預金キャンペーン

法人専用

1年

0.55%

お取扱期間 令和7年12月8日(月)～令和8年1月30日(金)

募集枠（個人・法人総額3億円）の到達や市場環境等により内容の変更、中止の場合があります。



お預入れ頂ける方	法人のお客さま、当組合の組合員
預金の種類	スーパー定期／自動継続／証書式・通帳式
お預入れ金額	10万円以上1,000万円未満／1口 ※口数の上限はございません。
お預入れ期間	1年
利息利払方法	スーパー定期の利払方法を適用します。
利息計算方法	付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。 (お預入期間1年の単利型となります。)
ご留意事項	①やむを得ず中途解約される場合は、当組合所定の中途解約利率を適用させて頂きます。 ②適用利率は初回満期時までとし、初回満期後は書替日の各期間や金額に応じた 店頭表示利率を適用し、自動継続とさせて頂きます。 ③本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ④表示金利は税引前のものであり、2037年12月31日までにお受取りの利息については 復興特別所得税を附加した20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。 ⑤既存定期預金から預け替える場合は、1契約につき契約額の5割以上の新たな資金が必要です。
苦情処理措置	【当組合へのお申出先】 お取引店舗またはお客様相談窓口（総務部TEL：0856-22-3030） (9時～17時 土日・祝日除く) 【当組合以外へのお申出先】 しんくみ苦情等相談所 TEL：03-3567-2456 (9時～17時 土日・祝日除く) 中国ブロック信用組合協議会 TEL：082-247-7363 (9時～17時 土日・祝日除く)
紛争解決措置	下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので当組合お客様相談窓口、 中国ブロック信用組合協議会またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。 広島弁護士会仲裁センター (082-225-1600) 第一東京弁護士会仲裁センター (03-3595-8588) 東京弁護士会紛争解決センター (03-3581-0031) 第二東京弁護士会仲裁センター (03-3581-2249)

詳しくは、お近くの【島根益田信用組合】窓口へお気軽に問い合わせください

※QRコードから当組合ホームページで閲覧出来ます。

本店営業部 : 0856-22-3033 浜田支店 : 0855-22-5354  
西益田支店 : 0856-25-2011 高津支店 : 0856-23-1888  
あけぼの支店 : 0856-23-1500

ますしんホームページ  
こちらからどうぞ



令和7年11月作成